

不利益処分に係る処分基準(条例等)

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市議会委員会条例第16条第2項	傍聴人の退場命令	議会事務局 議事総務課

1 処分基準は、次のとおりとする。

傍聴人が次の事項に違反し、これを制止する命令に従わないときは、退場を命ずることができるものとし、その処分基準は次のとおりとする。

(1) 傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

ア 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

イ 談論し、放歌し、高笑いをする等騒ぎ立てないこと。

ウ 写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者については、この限りでない。

エ アからウに掲げるもののほか、会議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(2) 秘密会を開く議決があったときは、速やかに退去しなければならない。

(3) 係員の指示に従わなければならない。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。